

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	王 盛
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目 中国ピアノ作品の「伝統性」と教育的意義に関する研究 —新たなピアノ文化の形成をめざして—			
論文審査担当者			
主 査	教 授 枝川 一也		
審査委員	教 授 小川 佳万		
審査委員	教 授 高旗 健次		
審査委員	准教授 伊藤 真		
審査委員	准教授 大野内 愛		
審査委員	教 授 三村 真弓 (エリザベト音楽大学)		
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は、中国伝統音楽の伝承や新たな中国ピアノ文化の形成につながる中国ピアノ作品の再検討、及び中国のピアノ教育の意義と課題を明らかにすることを目的としている。中国ピアノ作品と中国のピアノ教育の歴史的変遷を解明し、また、ピアノ指導者へのインタビュー調査及びピアノ学習者へのアンケート調査の分析結果から結論を導き出している。</p> <p>論文は、序章および第1章から第4章、終章で構成されている。</p> <p>序章では、中国ピアノ作品、中国のピアノ教育や中国ピアノ文化に関する先行研究を踏まえて、目的と方法を明示し、本研究の独自性、意義について述べている。</p> <p>第1章では、中国ピアノ作品の歴史を概観し、中国伝統音楽の伝承の可能性を提示している。ここでは、中国伝統音楽を素材とした中国ピアノ作品が保有する「中国らしさ」を、演奏を通して「伝統性」として伝承できることを明らかにしている。それにより、中国伝統音楽を伝承するという抽象的な捉え方が、作品が保有する「中国らしさ」を演奏を通して「伝統性」として伝承するという捉え方に具体化されている。本研究では、旋律・リズム・奏法といった一般的な「伝統性」に加え、西洋の近代技法を含む原曲を伴わない中国ピアノ作品にみる、作品全体の音響という新たな「伝統性」が提示されており、そこに「伝統性」そのものの変容を見出している。中国伝統音楽の編曲にピアノが多く採用されていること、また新たな「伝統性」の伝承という見方が現れたことから、ピアノを用いた伝承への有効性が生まれている。また、演奏者による「伝統性」の伝承のために、本章で取り上げた種々の作品を、それらの特徴に基づき、【「伝統性」の伝承に関する中国ピアノ作品の学習曲表】(以下、【曲表】)として、教育の現場で再現可能な形で提示している。</p> <p>第2章では、中国のピアノ教育の歴史を検討している。中国のピアノ教育の歴史を概観する中で、「新文化運動時代」および「建国初期」という2つの意義的な時期を見出し、その当時のピアノ教育の特徴を現在の中国のピアノ教育に活用することが有効であることを示している。</p> <p>第3章では、第1章と第2章の歴史的検討を踏まえた上で、現状の中国のピアノ教育を</p>			

視点として、教育機関で活動している中国のピアノ指導者に対してインタビュー調査を実施している。そのインタビュー内容の質的分析によって、「伝統性」の伝承や新たな中国ピアノ文化の形成に関して、中国ピアノ作品を用いる中国のピアノ教育の意義と課題を明らかにしている。

第4章では、ピアノ学習者を対象にウェブアンケート調査を実施し、「伝統性」の伝承と新たな中国ピアノ文化の形成の視点で、現状の中国のピアノ教育について考察している。学習者の傾向を考察し、そこから見出された中国のピアノ教育の課題を解決していく方向性が、ピアノ学習者による「伝統性」の伝承の実現と、将来的な新たな中国ピアノ文化の形成につながることを明らかにしている。終章では、本研究の成果と課題を示している。

本論文は、次の4点から高く評価できる。

第1点は、「伝統性」という概念の変容を示したことである。中国ピアノ作品の歴史の変遷に基づき、中国伝統音楽の伝承について、新たな「伝統性」の伝承という見方によって、よりたしかにピアノ学習者が中国ピアノ作品の「中国らしさ」を「伝統性」として伝承する可能性を見出したことに独自性が認められる。

第2点は、現在の中国のピアノ教育に活用できる時期として、「新文化運動時代」と「建国初期」を導出したということである。前者では、当時の西洋化の潮流に単に沿うだけでなく、中国ピアノ作品が教材として中国のピアノ教育に用いられたこと、後者では、ピアノ学習者の興味に即した教材のほか、多種多様な作品が含まれる本としての中国のピアノ教材が出現したことを明らかにしている。現在の中国のピアノ教育に適切に活用することによって、「伝統性」の伝承と新たな中国ピアノ文化の形成に繋がることを示したことに意義がある。

第3点は、「伝統性」の伝承の教育的意義と新たな中国ピアノ文化の形成の明確な方向性を示したということである。指導者がもつ思想や音楽観、学習者が中国ピアノ作品の学習を通して得ている中国伝統音楽や文化に関与する多くの成果を踏まえ、4つの「伝統性」の伝承にみる中国のピアノ教育の教育的意義を明らかにしている。同時に、中国ピアノ作品の取り扱いや中国のピアノ教材の内容に関する課題を提示し、それらの解決への姿勢が、新たな中国ピアノ文化の形成の方向性を指し示すことを見出している。これは、西洋音楽が流入する中で、中国ピアノ作品を用いることが、中国伝統音楽の伝承や新たな中国ピアノ文化の形成に繋がるという点で、現代の中国の音楽教育に対して意義があるといえる。

第4点は、「伝統性」の伝承や新たな中国ピアノ文化の形成に関する【曲表】を提示したことである。幅広いジャンルの中国ピアノ作品と西洋のピアノ作品をバランスよく並列的に配置したり、種々の「中国らしさ」を感じ取ったりできるようにした上で構成された【曲表】は、中国のピアノ教育において、これからの新たな中国ピアノ文化の形成を担うピアノ学習者に提示するものとして重要な役割を担っている。先行研究では、中国ピアノ作品や中国のピアノ教育などに関する、現代における具体的な提言は十分になされていなかった。再現可能な新たな【曲表】と「伝統性」そのものの変容をもって、中国のピアノ教育を考え、具体を示した点に、本研究の独自性がある。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和3年6月3日

